

令和 7 年度啓明学館高等学校授業料軽減実施要領

1 趣旨

本校においては、愛知県から補助金の交付を受け、この要領により生徒に係る授業料の一部を軽減します。

2 軽減対象者

次の項目のいずれにも該当する方です。

- (1) 月の初日に、生徒及びその保護者等がともに愛知県内に住所を有すること。

また、保護者等が転勤等により県外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒と生活を共にする者の生活の本拠が愛知県内にあるときは、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなします。

- (2) 保護者等の所得が、下表の基準に該当するものであること。

県の区分	所得基準	国の区分
甲①	算定基準額(※)が154,500円未満の世帯	加算分
甲②	算定基準額が212,700円未満の世帯	一律分
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯	
その他	算定基準額が304,200円未満の世帯	

(※1)「算定基準額」とは、「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除の額」をいう。

(※2) 政令指定都市(名古屋市等)の場合、「課税標準額×0.06－市民税の調整控除の額×3/4」

(※3) 生徒本人が早生まれの場合、「(課税標準額-33万円)×0.06－市町村民税の調整控除額」

例) 令和7年7月分～令和8年6月分の判定においては、2009年1月2日～4月1日生まれの方が該当

3 軽減する額と時期

本校では次のとおり授業料の軽減を実施します。

対象区分	軽減する額(月額)			軽減方法	備考
	愛知県授業料軽減の額	国の就学支援金額	計		
甲	3,000円	33,000円	36,000円	※10月から翌6月までは、相殺(軽減方式)して引落します。	※ 申請内容に変更が生じた場合は、軽減方法を変更することがあります。 ※ 納入すべき授業料月額が各々の対象区分の軽減額を下回る場合は、納入すべき授業料月額を限度として軽減を行います。 ※ 還付時期 7～9月は10月
	26,100円	9,900円			
乙	8,300円	9,900円	18,200円		
その他	0円	9,900円	9,900円		

4 申請手続

- (1) 軽減の申請は、令和7年6月27日までに本校事務所まで提出してください。

- (2) 軽減申請書は、本人又は保護者等が学校まで持参してください。

- (3) 申請に必要な書類は、次のとおりです。

ア 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書(用紙は本校からお渡しします。)

イ 所得を証明する書類(令和7年度の「課税標準額」及び「市町村民税調整控除の額」の記載のあるもの)を証明したもの

(a) 市区町村長の発行する課税証明書

ウ 保護者等が、県外に住所を移し、単身で生活している場合は、そのことを証明できる書類(勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類、保護者等の住民票及び対象生徒及び同居する親族の住民票等)

(注) イについては、既に個人番号を提出しており、現在、就学支援金で受給認定されている場合は、省略可。

- (4) 特別事情(長期療養、り災、転退職等の家計急変)が令和7年1月1日以降生じたため軽減を受けたい方及び海外単身赴任中で所得を証明する書類が提出できない方は、本校事務所まで申し出てください。

5 軽減の決定

審査のうえ軽減の可否を決定し、その結果を通知します。

6 軽減証書の提出義務

- (1) 軽減を受け終わったときは、令和8年3月31日までに(途中打ち切りのときは直ちに)授業料軽減証書を本校事務所へ提出してください。

- (2) 用紙は本校からお渡しします。

- (3) 本人又は保護者等が持参してください。

7 軽減の取消し

- (1) 軽減の決定を受けたのち、軽減を受ける要件を欠く事情が生じたときは、軽減額の全部又は一部の取消しをしなければなりませんので、速やかに申し出てください。
- (2) 偽りの申請をしたとき、その他授業料を軽減することが不適当である事実が分かったときは、軽減の決定を取り消し、軽減相当額の授業料を本校へ納入していただきます。

8 秘密の保持

本校は、授業料軽減事業に関して知り得た事実を他に漏らしたり、生徒の将来の進学・就職に影響するような取扱いはいたしません。

9 その他

詳細は本校事務所へお問い合わせください。

(連絡先 啓明学館高等学校事務所 担当 川瀬 吉田 052-571-2561)

★以下の事情が発生した場合は、すみやかに学校事務までご連絡ください。

- ・離婚、養子縁組等により生徒の親権者に異動が生じたとき
- ・税の更正があったとき (※必ず更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内にご連絡ください。)
- ・申請内容の誤りに気付いたとき (判定対象者が間違っていた等)

(注意) 税の申告を行っていない場合は、個人番号による所得確認ができず、認定の遅れの原因となるため、速やかに申告手続きを行ってください。

参考：判定の対象となる保護者等について

以下のフローチャートに沿ってご確認ください。個別の事情により対象となる者がわからない場合は本校事務所までお問い合わせください。

＜ 就学支援金の支給額の判断基準となる者について ＞

